

軍転協からの要請(23年10月)の概要及び回答のポイント

I 米軍基地負担の軽減

1 日米共同発表

(1) 普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去

- ア 日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設・早期返還を実施
- イ 同飛行場返還までの危険性の除去及び騒音軽減の早急な対策
- ウ MV-22オスプレイの配備について、県民生活への影響など十分な説明

(2) グアム移転と嘉手納以南の土地の返還等

- ア グアム移転と嘉手納以南の土地の返還等を実現可能なものから実施
- イ SACO関連事業等で協議が中断している事業の早期の協議再開等
- ウ 具体的かつ実効性のある訓練移転の実施
- エ 駐留軍従業員の雇用の確保への対応

(3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島・久米島射爆撃場の返還

(1)について

- ア 現在の日米合意は全体として、少なくとも現状に比べると、沖縄の大きな負担軽減につながると考えており、沖縄の皆様の御理解を得るべく努力
- イ 危険性除去のため、建築物の除去等の施策を実施。本年10月に外務大臣から四軍調整官代理に対し、また、本年11月防衛大臣から四軍調整官代理及び米海兵隊普天間基地司令官に対し、同飛行場の騒音規制措置の遵守をそれぞれ申入れ
- ウ オスプレイの配備に関し、本年6月、9月及び12月に関係自治体等へ情報提供。引き続き、地元の方々に安心していただけるよう、責任を持って丁寧に説明

(2)について

- ア 普天間飛行場の代替施設への移転・返還及びグアムへの移転に続いて、嘉手納以南の土地の返還が可能。沖縄の負担軽減策のうち可能なものを着実に進展させていくべきものと認識
- イ 事業の早期の協議再開等に向け、引き続き米側に働きかけていく所存
- ウ 本年10月及び12月、これまでの国内の航空機訓練移転に加え、新たにグアム等への訓練移転を実施。来年2月には嘉手納からの航空機訓練移転を実施予定。嘉手納飛行場周辺の騒音軽減を実感していただけるよう、今後も努力
- エ 施設・区域の返還等に伴い影響を受ける駐留軍等労働者については、関係法令に基づき各種援護措置を講じ、不安なく職務に従事できるよう、万全を期す所存

(3)について

- ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除(船舶の通行や漁船の操業)については、出来る限り早期に実現

2 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策

- ア 事件等の再発防止に向けた一層の綱紀粛正措置
- イ 事件等に係る原因究明及び調査結果の速やかな公表
- ウ 平成22年6月の事件等再発防止策の実効性の検討を含め抜本的対策

- 外務大臣、防衛大臣の沖縄訪問等の機会に、四軍調整官等に綱紀粛正を要請。本年6月の「2+2」で外務大臣から申入れ
- 政府としては、米軍に対し、原因究明、再発防止及び安全管理の徹底を求め、米側から再発防止策等の回答が得られた場合には、速やかに公表
- また、昨年6月に四軍調整官が発表した再発防止策の継続及び徹底を含め、真剣かつ着実に綱紀粛正に取り組むよう要請していく所存

3 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底

- ア 訓練等の内容の事前公表
- イ 事故調査結果の公表、抜本的かつ実効性のある安全管理措置の実施
- ウ 原子力艦船事故への安全体制の構築、地方への財政的措置

- ア 演習等の概要は公表されており、米側に対し更なる情報提供を働きかけていく所存
- イ 演習等に際し、周辺住民の生活環境へ配慮するよう米側に要請するとともに、苦情があった場合には、事実関係の照会や改善を申入れていく所存
- ウ 米原子力艦船の安全性は政府として累次にわたり確認。引き続き安全性に万全を期すよう申入れ

4 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減

- ア 嘉手納飛行場での訓練移転の効果を検証し、具体的かつ実効性ある対策の措置
- イ 嘉手納及び普天間飛行場の航空機騒音規制措置の厳格な運用
- ウ 住宅地上空の飛行回避
- エ 両飛行場の航空機飛行実態の明確化及びデータ公表
- オ 住宅防音工事対象区域の拡大等、騒音対策の強化・拡充
- カ 太陽光発電システム設置助成の制度化

- ア 本年10月及び12月、これまでの国内の航空機訓練移転に加え、新たにグアム等への訓練移転を実施。来年2月には嘉手納からの航空機訓練移転を実施予定。嘉手納飛行場周辺の騒音軽減を実感していただけるよう、今後も努力
- イ 本年6月の「2+2」で騒音規制措置への米側のコミットメントを確認したほか、10月に外務大臣から、11月に防衛大臣から、それぞれ米側に対し騒音規制措置の遵守を要請
- ウ 住宅地上空の飛行回避を含め、周辺住民の方々への騒音の影響が最小限となるよう、米側へ働きかけていく所存

- エ 普天間飛行場でのヘリコプターの飛行状況調査は本年10月公表。嘉手納飛行場での外来機の飛行状況調査の結果は、本年4月に公表
- オ 告示後住宅防音工事の助成措置については、嘉手納飛行場の対象住宅の拡大を平成24年度予算案に計上。更なる拡大については、全国における実施状況等を踏まえ検討していく所存
- カ 太陽光発電システムに関する技術開発の動向等の観点を含め、総合的に検討し、同システムの制度化につき、判断していく所存

5 米軍の活動等による生活・自然環境被害防止策強化

- ア 米軍の活動等による生活・自然環境被害防止策強化、事件・事故の際の速やかな基地内立入りの実施
- イ 日米地位協定への環境条項の新設及び国内法等の適用等の実施
- ウ 同協定改定までの間、国内法を準用の上、その結果の迅速な説明
- エ テレビ放送等の受信被害への適切な措置
- オ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域化
- カ 普天間飛行場に保管されている放射性廃棄物の情報開示、早期処理
- キ 米軍基地内での枯葉剤使用に関する事実関係の確認及び説明

- ア～ウ 日米地位協定は、日米同盟の深化に努める中で、普天間飛行場移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応を検討。他方、米軍施設・区域への合理的な立入りについては、昨年5月及び本年6月の「2+2」合意を受け、作業部会において日米間で検討中。また、2010年版JEGSの日本語版を作成・公表
- エ 放送受信障害調査の結果、対策が必要と判定された区域について、現在、対策事業実施中。今後とも具体的な受信障害が確認された場合は適切に対応
- オ 普天間飛行場を助成対象とすることについては、慎重な検討が必要
- カ 福島原発由来の放射性廃棄物については、米側から周囲の人体や環境には影響ない旨説明。日本側が責任を持って処分すべきものであり、可能な限り早く処分できるよう、検討を加速
- キ 米側から、枯葉剤の沖縄持ち込みを示す資料は確認できなかった旨の回答

6 地位協定の抜本的な見直し

- 日米地位協定は、日米同盟の深化に努める中で、普天間飛行場移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応を検討。まずは具体的な問題について最大限努力
- 本年11月、米軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みについて日米間で合意。本年12月、公の催事で飲酒した上での通勤も公務として取り扱わないように日米合同委員会合意を改正

Ⅱ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進

1 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定

- 駐留軍用地返還後の跡地利用は、沖縄振興にとって重要な課題。沖振法・返還特措法の今後の在り方につき、跡地利用に関する関係規定を一元化した新たな法制の整備を検討し、来年の通常国会に所要の法案を提出。現時点での検討中の法案等の内容は以下のとおり。なお、同法に基づき沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社により土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5,000万円特別控除の対象とします。
 - (1) 国の責務
 - ・ 駐留軍用地跡地の利用に関する国の責務について法律上明記する。
 - (2) 原状回復措置の徹底
 - ・ 土壌汚染及び不発弾等の状況の調査及び調査結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針を定め、これに基づき国は必要な措置を講ずる。
 - (3) 駐留軍用地への立入りに係るあっせん
 - ・ 調査等のための駐留軍用地への立入りに係るあっせんの要請を受けた場合の国の行為を規定する。
 - (4) 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置
 - ・ 沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置を規定する。
 - (5) 国が指定する跡地の制度及び給付金制度
 - ・ 大規模跡地の面積要件の緩和（300ha→200ha）
 - ・ 特定跡地給付金については、返還前からの関係者の合意形成に向けた取り組みが重要であり、土地区画整理事業の事業認可（返還後3年以内）を受けた場合に支給期間を付加する。
 - ・ 特定跡地給付金（当該特定跡地について土地区画整理事業が実施される場合に限る。）及び大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は当該土地の利用が可能と見込まれる時期の見通しを勘案することとする。
 - (6) 跡地利用協議会の設置
 - ・ 沖縄担当大臣、関係大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長等は、跡地の利用について相互に連携して促進するため必要があると認めるときは、跡地利用協議会（仮称）を組織することができることとする。

2 駐留軍用地の一部返還の迅速化、米軍発注工事の受注機会拡大

- ア 公共工事に伴う一部返還手続きの迅速化、返還申請の要件明確化
- イ 米軍発注工事における履行保証証券の免除、分離・分割発注への取組

- ア 施設・区域の一部用地が必要となる場合は、これまでも、返還等について米側と調整するなどしてきており、引き続き努力
- イ 履行保証割合の引き下げについては、これまでも要望してきているが、ご要請の事項については、今後とも機会をとらえて要望